

議 事 日 程 （第2号）

令和元年9月13日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成30年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成30年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安 江 真 治	2番	安 保 泰 男
3番	安 江 健 二	4番	今 井 美 和
5番	今 井 美 道	6番	桂 川 一 喜
7番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	神 戸 誠
参 事	安 江 誠	総 務 課 長	伊 藤 保 夫
村 民 課 長	今 井 明 徳	地域振興課長	桂 川 憲 生
産業振興課長	今 井 稔	建設環境課長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	安 江 任 弘	会 計 管 理 者	今 井 英 樹
国 保 診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝	保健福祉課長	安 江 透 雄
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 次 長	安 江 由 次
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、5 番 今井美道君、6 番 桂川一喜君を指名します。

◎認定第 1 号から認定第 7 号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 2、認定第 1 号 平成 30 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 8、認定第 7 号 平成 30 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件を、決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前 9 時 35 分 休憩

午後 1 時 02 分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程中の認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

決算説明資料の 16 ページにある、中ほどにあります件についてお伺いします。

どこかと申しますと、交際費の村長交際費です。これの内訳についてどうこうということではなくて、村長も交際費をしっかりと使われて、いろんな形で使われていることは承知していますし、今ですと、CATV の上で意外と直接交際費が使われている現場を目にすることもふえてきました。そこで、CATV というのは全体としては氷山の一角ですので、村民に一体全体交際費という形でどのように使われているかということが、実はうちの村というのはきちんと全ての項目において公開されていなかったのではないかと思いますけど、もしかして私が勉強不足で、ここに一般に公開

してあるというものがありませんでしたらお教え願えないでしょうか。

○議長（樋口春市君）

会計管理者。

○会計管理者（今井英樹君）

村民のほうには公開はしていないんですけれども、監査委員さんの決算審査説明資料の中で公開をしております、そこで説明をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

実際、他市町村では、ほとんどの場合、交際費というのは公開されている場合が多くて、それは何でかということを考えましたら、やっぱり村民からすると、確かに自由裁量の中で使っていただくのが交際費の本来でありましようけれども、今度、受け取る現場というものを、さっき僕申しましたように、CATV等である程度一部公開されているような状態になってきますと、そうすると村民の中では、どのような基準でああいうものが出ておるのかという部分に対する説明責任というか、説明する機会というものが現状ありませんので、あすすぐにやれというわけではないんですけれども、交際費の公開というものについての今後の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

質問の意図を確認するという意味で、CATVで一部公開されているという、議員のおっしゃる部分はどのことでしょうか。いいですか、聞いても。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

もしかしたら、誤解があったら僕が多分間違っていると思いますけど、最近、子供たちとか全国へ出ていったりスポーツとか等で出ているときに、金一封という形でお渡しされているのを、意外とその場でぽっと渡される現場があります。その原資が、例えば決算議会の中でスポーツ推進だということになれば何の問題もないんですが、確かあれは村長交際費からじゃなかったかと記憶、推測していることですが、その件が唯一CATVの上で出ている部分です。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

質問の意味はわかりましたので、お答えします。

他の市町村も公開をしているということでございます。そのことは私も承知して、たまにのぞいて、どんなことに使われているのかなというのも勉強させていただいてはおりますので、今後、きょう即決ではございませんが、公開する方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

決算説明資料の82ページ、国保診療所についてなんですけど、全協のほうでも質問させていただきましたが再度質問させていただきます。

外来収益のほうが29年度より30年度は538人の減ということで説明をいただきまして、それに対して自然現象だということだったんですけれども、自然現象だといって諦めているわけにはいけないので、何とか収益を上げるために、人が入ってきてくれるために何か方法、計画などあれば教えていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議員おっしゃいますように、ここ数年でございますが外来の患者数は減ってきております。人数的には、人数としてはこれ延べ人数でございますので、先ほど理由として申しました自然減というのは、1人減るとやっぱり毎月1回見えるのが12人減ることになりますので、今かかりつけ医ということでずっと通ってくださった御高齢の方が、1人、2人とお亡くなりになると、そこは大きな影響になることは考えられますし、また、数年前から整形外科のほうで休診と、来てもらっておりました先生のほうがお見えにならなくなって、整形外科は今休診というようなことも理由の一つとして挙げられるのかなあというふうに思っております。

新しい診療所につきましては11月に開所ということでございますので、新しいきれいな診療所になるということ、また他町村ではございますけれども、白川町の黒川地区の個人医院さんが、開業医さんがやめられるというようなこともありまして無医地区になられるというようなことも、今後のこと等を考えますと、患者数の増につながる要因になってくるのかなあということも期待をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、診療所も新しくなるということで、鋭意努力をしていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

努力はしていただきたいと思いますし、国保負担が多くなる前に特定健診をたくさんの方に受けていただいて、まずは村民の方にたくさん利用していただいて、早期発見・早期治療ができるように、皆さんに国保診療所を利用していただけよう呼びかけていただきたいと思いますし、白川町黒川地区の皆様、とりあえず安江医院がなくなるということで御不便だと思いますので、どんどんこちらのほうに来ていただいて、新たな診療所で診療を受けていただいて、皆さんで何とか東白川村国保診療所を盛り上げていただけるように努力していただきたいと思いますので、今後とも何とか収入の上がる計画のほうを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

局長の説明に補足をします。

患者増については幾つかの、医療スタッフ、所長とも相談をして、黒川の取り組みは、所長がこの前、向こうの老人の皆さん中心の会へ行行って、今度の診療所がどういう治療をやるかと、基本方針ですね。今おっしゃったように、東白川村は非常に保健の意識も高くてしっかりと健診もやっておるということですが、ほかの地域に比べると、まだまだそういうふうでない地域もあるということです。そういったことをしっかり指導できる医療機関だよということをアピールしてきてくれたわけです。

もう一点はまだ実現しておりませんが、今度、専門家のいわゆる周辺の医療機関には全部内覧会の案内を出します。そして、診療所も見ていただき老健も見ていただいて、患者さんを紹介していただけるような取り組み、特に近いところの恵那市民病院、ここは東白川で診療を経験された先生方が何人も見えるということで、そこでの患者さんの入院された後のケアを、切井とかそれは白川町の一部になりますけど割と近くなってきましたので、こちらへかかっていたくような取り組みも今は診療所の田口医師、そして所長とも相談しながら、向こうの先生方との懇談会も今年度中に計画をするということで、まだ実現はしておりませんが、恵那市の健康保険部長にも話は私のほうから通してありますので、そういう形で地道な努力をしていかないと、いわゆる人口減少のことで患者が減ることをカバーする必要があるという認識であります。せっかくつくった新しい診療所で、しっかりと疾病治療をやりたいというふうに思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

平成30年度は、診療所の建設やはなのき会館の改修といった大規模な施設整備を行いつつ、住民サービスや事業の推進が図られ、一般会計の総額は30億円を超える規模となりました。その財源は適切に確保され、またその実行は適正であると認めます。

事業の成果については、おおむね住民の満足が得られるものであり、かつ、目標に達するものであると評価します。また、歳入の滞納額並びに歳出の不用額は減少しており、監査委員の指摘に真摯に取り組んだ成果であると評価します。

今後は、実質公債費比率が上昇する見通しであり、その点に注意しつつ、さらなるサービスの向上と事業の充実を図るべく努力されることを期待し、平成30年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定について賛成します。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を、一括して採決をします。

この表決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。着席ください。したがって、認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 樋口春市様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1．会期及び会期延長の取り扱いについて。2．会期中における会議日程について。3．議事日程について。4．一般質問の取り扱いについて。5．議長の諮問事項に関する調査について。6．その他議会運営上必要と認められる事項。以上、申し出をいたします。

令和元年9月13日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和元年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時18分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員